

No.	事業全体に関するご質問	回答
1	採択件数は？	採択数は予め決定していません。
2	採択後の研究テーマ変更および設備導入計画変更の柔軟性について	採択後にテーマ変更をすることはできません。設備の変更については、認められる場合があります。詳細は、事務処理マニュアルをご参照下さい。
3	やむなく計画未達だった場合のペナルティについて	研究開発目標未達によるペナルティは設定していません。ステージゲート審査を設定していますので、通過できないというケースがありえます。
4	申請に関して、特に重要視することを具体的に教えてください。	本事業では、多様な原料と多様な製品を出口としたバイオものづくりのバリューチェーンの構築に必要な技術や社会システム実証を行い、従来の石油由来原料による化学プロセスによるものづくりからバイオものづくりへの製造プロセスの転換とバイオものづくり製品の社会実装を推進し、ひいては我が国の産業競争力の強化と社会課題解決を実現することを目的としており、この目的に合致した実現可能性の高い研究開発及び事業戦略ビジョンをご提案いただきたいと考えています。
5	一つの企業から、全く独立した2つの事業を応募することは可能か？	研究開発内容に重複がなければ、複数提案可能です。
6	現行製品へのコスト1.2倍以下でありながら、個別の開発テーマ毎に定めるといふ但し書きが研究開発計画にありますか、どういう意味か。	研究開発計画に記載のとおり、最終製品を市場投入可能な価格水準となるように研究開発目標を設定して下さい。現行製品の1.2倍を超える場合にはその根拠を提案書の中で説明して下さい。
7	直近3期分の決算書提出を要求されておりますが、黒字化は2～3年先の予定です。Cash Flow は増資より大丈夫です。この場合、技術評価が良くても採択が不可能となるか？	公募要領に記載のとおり、契約・助成審査委員会の選考基準に「経営基盤が確立していること。」とあり、これが採択基準に満たないと判断された場合には不採択となる可能性がございます。財務諸表以外に今後の資金計画表等を添付されたい場合受け付けますので、その旨を提出前に事務局宛にメールにてご連絡ください。
8	公募申請に当たり、再委託先も e-Rad 登録は必要か。	代表提案機関が全ての実施機関、再委託先、共同実施先の情報をまとめて入力してください。
9	社会実装を目指す標的物質の名称、提携先、具体的な用途を伏せて、応募することは可能か。	標的物質の名称、提携先、具体的な用途を伏せてご応募いただくことは可能ですが、採択審査における判断に影響する可能性がございます。
10	毎年総予算の1/10ずつ使うことを目標とする等の目安はあるか。	事業全体の予算配分や執行予定についてはお答えできません。
11	初めから研究開発期間を8年で提出することは、5年と比較して資料の追加や特に審査が厳しくなるなどの点はあるか。	審査における取り扱いについてお答えすることはできません。
12	提案可能な研究開発期間は何年か。	原則5年以内ですが、全ての研究開発項目は例外として最大8年の計画を提案することが可能です。また、研究開発項目①と⑤については社会実装のための期間をさらに2年追加した計画を提案することが可能です。例外とは、社会実装・技術推進委員会において技術的困難性が認められた場合や、数十万 L 以上の発酵等を実施するなど商用スケールでの生産実証を行う規模の大きな提案等が該当します。
13	研究開発期間を5年で提出し、生産実証については後から3年間を延長するという申請は可能か。	今回の提案においては、8年間の事業期間が必要な場合、8年間の研究開発として提案してください。
14	再委託する場合の契約金の上限はあるか。	再委託および共同実施の額は原則として委託先との契約金総額の50%未満です。
15	採択後の予算増額は可能か。	特別な場合を除き、契約額或いは交付決定額を超える増額は認められません。
16	本事業における中小企業の定義は？	公募要領に記載のとおり、本公募において中小企業として扱うのは、中小企業基本法第2条に定められている「資本金基準」又は「従業員基準」のいずれかを満たす会社であって、みなし大企業に該当しないもの、且つ、直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超えないもの、となります。

17	本公募は、初年度に第二次や第三次公募や次年度公募もあるとの理解でいいか。	今回以降の公募スケジュールは未定ですが、第二回の公募は実施予定です。
18	物質生産を海外で考えているが、そのような戦略・計画も、申請としては可能か？	<ul style="list-style-type: none"> ・ NEDO事業での研究開発について： 原則として主な実施場所は国内です。 海外での実証等を完全に排除するものではありませんが、海外実証等が必要な場合には提案書で必要性をしっかりと説明していただく必要があります。 ・ NEDO事業終了後の生産等企業活動について： 海外での事業展開については、本制度を利用した研究開発の利用成果として広く事業展開することを期待されているものであり、事業終了後に規制すべきことは特段ございません。 但し、上記のとおりプロジェクト後の成果活用場所に国内を含むことは必要です。
研究開発体制に関するご質問		回答
19	コンソーシアムなどを編成して提案することは可能か。	応募可能です。提案者側で技術組合等を組織してご提案いただくこともできます。
20	大学から企業への再委託を伴う、共同研究の実施は可能か？	大学等から民間事業者への再委託や共同実施は可能です。 国立研究開発法人から民間企業への再委託又は共同実施（再委託先又は共同実施先へ資金の流れがないものを除く。）は、原則認めておりません。
21	自社では効率的でない業務の再委託、外注について制限等はあるか。	研究開発要素が含まれないものは外注費として計上が可能ですが、見積合わせ等により経済合理性の高い相手先を選定いただくことが必須となります。
22	応募するにあたり、製造工程内に「微生物等による生産技術」がないと応募基準に満たないのか。	類型5や6で応募を頂く場合にはその限りではありません。公募要領を参照してください。
23	化成品の置き換えでないバイオ製品も募集の対象になるか。	提案要件を満たす内容であれば、応募を受け付けます。
24	審査期間中に協力企業の追加は可能か？	提案書提出後、審査期間中に内容を変更することは認められません。提案時に必要手続きを経て応募してください。
25	研究開発期間中にコンソーシアムの枠組みを変更可能か。	実施計画変更申請いただき、承認された場合には、研究体制スキームを変更することも可能です。詳細は、委託事業事務処理マニュアルP.45～、助成事業事務処理マニュアルP.33～をご参照ください。
26	アカデミア単独で申請可能なプログラムはあるか？	アカデミアが申請できるのは、類型6のうち、②(b)+⑤です。
研究開発（項目）に関するご質問		回答
27	本公募の微生物の概念について、「※微生物、動物細胞、植物（細胞）とする。」とあるが、人間の体（人体）の細胞については対象となるか？	ヒト細胞は、公募要領上の定義のうち「動物細胞」に含まれます。
28	「国内の未利用資源」という記載があるが、日本企業が海外で生産を行った際に排出された未利用資源を活用するのは「国内の未利用資源」には入るか？	未利用原料の発生する場所が海外であるため、国内の未利用資源としては扱えません。
29	公募要領p8の項目④・最下行の「ただし、食品等の未利用原料の使用が適さない製品を対象とする場合は除く」とある「適さない製品」に法令順守（技術仕様）上の制約がある食品接触材料も該当するとの理解でいいか。	法令遵守の上の制約から未利用原料の使用が著しく困難な場合は、食品以外の製品であっても該当します。

30	未利用資源には、バイオマスプラ、食品廃棄物、余剰作物は含まれるか。	いずれも含まれます。
31	研究開発項目③で、パイロットスケールまで実施し、コマースケールについては、申請企業が別途ファイナンスをするという提案は可能か。	可能です。但し、研究開発要素のない商用設備は含めることが出来ません。
32	研究開発項目⑤e 消費者・企業・業界調査に関して、想定用途における機能性評価（物性評価やアピール用データの取得）も対象になるか。自社で難しい場合は外注、再委託も可能か。	標準・認証等の基準獲得のための物性評価であれば対象となりますが、個社商品アピール用のデータ取得のための機能性評価は対象となりません。
33	研究開発項目1の内、未利用資源の収集がすでに可能である場合、資源化のための開発・実証だけで1の事業として成立するか。	ご認識のとおりです。
26	微生物を用いた物質生産において未利用資源の活用が要項となっておりますが、どの程度まで置き換えが必要でしょうか。一部置き換えでも可能か。	「国内の未利用原料を原料の一部として含む」としており、特に割合については規定していません。但し、審査過程で原料の一部として含むと判断できないほど微量の場合は要件未達と判断される可能性はございます。
27	NEDO「カーボンリサイクル実現を加速するバイオ由来製品生産技術の開発」で建設中のバイオファウンドリの使用は可能か。	別事業で実施している内容となりますので、お手数ですが、当該事業事務局（bioproduction@ml.nedo.go.jp）へのお問い合わせをお願いします。
28	研究開発項目5は企業のみでは表示ルールなどは難しいと思いますが、社内ルールのレベルなのか、まずは国内の仕組みを作るのでしょうか。	国際標準の取得や表示・認証制度の確立のための業界等ルールなど国全体への展開を見据えた仕組み作りのための開発や調査、分析などを支援対象として念頭に置いています。
29	研究開発項目④「微生物等によって製造した物質の分離・精製・加工技術の開発・実証」について、“加工技術”とは、例えば、微生物発酵プロセスによって生産したバイオ化学品/monomerを原料にして、より付加価値の高いderivativeやpolymer等を製造する工程や用途開発を含むと理解してよいか？	最終生産物には特段の制限を設けておりません。monomerを原料にして、より付加価値の高いderivativeやpolymer等を製造する工程や用途開発も可能です。
	類型に関するご質問	回答
30	類型が6つ指定されておりますが、それ以外の応募は不可か。 （例えば研究開発項目①+②+⑤）	不可です。設定した類型に当てはまる提案のみを受け付けます。
31	類型1～6において、補助対象経費の区分はあるか？（設備導入費や建物費等）	事務処理マニュアル「委託費の計上費目」或いは「経費計上の費目」をご参照ください。
32	類型5において、技術検証を行う際の委託費も、補助対象経費として計上することは可能か？	研究開発を含む内容一再委託費（委託事業の場合）或いは委託費（助成事業の場合）として経費計上が可能です。研究開発内容を含まない内容一外注費として経費計上が可能です。
追加1	未利用資源の活用において、廃棄物処理法を遵守する前提でよいか。また、環境省や自治体等には経産省/NEDOが調整可能か。	関連法令は遵守してください。また、本事業の実施にあたって必要な調整は提案者自ら行ってください。
	事業戦略ビジョンに関するご質問	回答
33	一つの会社から、複数の提案で異なる類型に応募することは可能か。	提案する数に制限を設けておりませんので、研究開発内容が異なる内容については別々にご提案いただけます。
34	経営層（取締役以上）とはどこまで厳密なのか？例えば執行役員は不適なのか？	取締役以上が対象となります。

35	専門部署の設立とあるが、どの程度の粒度なのか？例えば部単位、グループ単位など。	企業が対外的に部署を設置したと説明可能な範囲であれば粒度は問いません。
36	PJの主企業ではない企業やアカデミア機関も役員のコミットが必要か。	NEDOの直接契約先或いは交付先（提案時には共同提案者）の企業だけでなくアカデミア機関についても経営層のコミットメントを取った上で提案をしてください。コミットの方法としては、 1) 経営層のコミットメントを明らかにした事業戦略ビジョンの提出（2.イノベーション推進体制、(1)組織内の事業推進体制 組織内体制図に、本事業の責任者となる役員層の役職及び氏名を記入）、 2) マネジメントシート（事業戦略ビジョンの一部）の提出、3) 経営層によるWGへの出席 によって経営課題として継続的に取り組むことを示していただきます。
	経費計上・収益納付に関するご質問	回答
37	企業への助成の場合に諸経費として具体的にはどのようなものが計上可能か。	2023年度版 課題設定型産業技術開発費助成事業 事務処理マニュアルをNEDOのHPで公開していますので、VII.その他経費の箇所をご参照ください。
38	収益納付の適用期間は何年程度か？	助成先は交付規程に基づき、助成事業の完了年度の翌年度以降5年間は、企業化状況報告書の提出および収益納付の義務が課せられます。（委託事業は収益納付の対象外）
39	実証期間中に、補助対象設備を用いて収益が出た場合は収益納入すると理解しているが、事業終了後、補助対象設備を用いて収益を上げた場合、収益納入は不要になるか？それとも、補助対象設備を使い続けている間は、期間に限定なく、計算式に従って納付し続けるのか？	NEDO事業期間中に収入が出た場合はNEDOの指示に従ってください。 想定される収入は研究開発計画P15の4.(2)にある「副次的に発生する生産物の取扱」によるものです。NEDO事業期間中に実施できるのは、成果の全部又は一部を商品化するために必要な技術開発（本格的に商業ベースでの生産を行う段階に入る直前までの段階）です。 商業ベースになった場合は、その時点で助成事業は終了となります。 また、助成期間終了後（5年間）、事業成果による収益を上げた場合は、収益納付制度に従って納付して頂きます。
40	本事業で助成を受けたものから利益が出た場合の収益納付について、具体的なケースやその場合の納付額の想定、あるいは過去の事例があれば教えてほしい。	予め具体的なケースやその場合の納付額は想定していません。本事業の成果の全部又は一部に係る製品・サービス等による売上が収益対象であり、提案書類になる「事業戦略ビジョン」の中で事業化計画を出していただくとともに助成事業終了後に毎年度実施者が提出する事業化状況報告書に記載していただくこととなります。なお、納付額の上限は、助成金の確定額の合計額となります。 また、過去に事例はありますが、他社情報のためお伝えできません。
41	収益納付の計算式 (A-B) xC/D-Eについて、Bの控除額（補助対象経費）は、具体的にどのような内容になるか？	控除額（補助対象経費）とは、助成事業の研究開発に直接関わる経費のうち、機械装置等費や、労務費で、NEDOの検査対象となる経費です。
追加2	研究開発項目⑤では、本事業の成果による製品が国際的に評価される仕組みづくりに関連する年次会の開催費用のような経費も計上できるか。	計上可能な費目は積算基準に示されていますのでご確認ください。合致するものがある場合、提案書に計画とそれにかかる経費を提案書に具体的に記載してください。
追加3	試作品の安全性試験や効果検証のためのヒト臨床試験費用は計上可能か。	計上可能ですが、診断薬・医薬品・医薬品原薬・原体及び専ら医薬品の原料となる物質は、対象外です。
追加4	「助成対象費用の総額の50%」という場合の助成対象費用というのはどのような単位になるか。	「助成対象費用の総額の50%」については、研究開発項目ごとに計算します。
	取得資産に関するご質問	回答
42	委託事業終了後、NEDO帰属資産をNEDOから事業終了時の残存価格で譲りうける事と書かれていますが、どのタイミングでどのような手続きを行うことになるのでしょうか。また、SGで中止となった時にはどのような扱いになるのでしょうか。	委託業務事務処理マニュアルをNEDOのHPで公開していますので、XII.研究開発資産・知的財産権についての箇所をご参照ください。SG審査不通過となった場合にも資産処分については同様です。
43	土木・建築工事は具体的にどのような工事が計上可能でしょうか。建物の建築・改築、床や壁を補修・増設して新たに試験プラントを整備など。	土木・建築工事費（土地の取得費を除く） ① プラント等の建設に必要な土木工事および運転管理棟等の建築工事費 ② 付帯する電気工事に要した労務費、材料費、旅費、消耗品費、光熱水費、仮設備費およびその他の経費 ③ 上記①、②の外注費

44	<p>取得資産に関して、事業期間中は、資産はNEDOに帰属するということですが、減価償却の扱いについてご教示してほしい。</p>	<p>研究開発資産の耐用年数は、原則として「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年大蔵省令）」別表第1に拠ります。但し、建物に関しては「低温室、恒温室、無響室、電磁しゃへい室、放射性同位元素取扱室その他の特殊室にするために特に施設した内部造作又は建物附属設備」に該当することが要件となり、研究のための建物だというだけでは適用にならないとの整理になっています。</p>
45	<p>検証目的で設置した設備について、例えば1/3のような割合で補助を受けた場合、原則5年の事業終了後、この設備を使用して、事業を続けることは可能か？その場合、補助額分について、「事業終了時点での設備残存簿価の1/3の価格で企業が買い取る」といった対応が必要になるのか？ また、万一、上手く実証事業が進まず、その後、助成を受けた設備の使用が見込めない場合、設備と受けた補助額分はどのような対応になるか？</p>	<p>事業終了後、研究開発のために、設備を使用して頂くことは可能です。 設備は処分制限財産の場合は「処分制限財産の処分（参考：下記マニュアルⅩⅢ.）」に従って、取扱い願います。 https://www.nedo.go.jp/content/100958944.pdf</p>